



36協定調印!!

締結期間:2019年5月1日~2020年4月30日まで



1年間締結

大宮地本は4月18日、大地申第20号「労働基準法第36条第1項の規定に基づく時間外及び公休日の労働に関する協定」を調印しました。

働き方改革関連法案が4月1日に施行され、「長時間労働の是正」について、罰則付き時間外労働の上限規制導入、年次有給休暇の取得促進等に関する労基法改正が行われています。大宮支社全体で時間外労働が増加し、運輸職場でも自己啓発活動や休日労働により、時間外労働が増加しています。特に管理者への負担は限度時間を超えている状況です。

今交渉では、職場での問題点を議論し、時間外労働・休日労働は最小限にしていくことを共通認識として、適切な労働時間管理と健康面の管理を行っていくことを確認しました。

増加する時間外労働削減するために 職場の問題点を確定していきます!